

日病薬の最近の動き(43)

診療所委員会の活動について

診療所委員会

委員長 源川 奈穂

診療所委員会の活動と今後の方向性についてご報告致します。

診療所委員会は、担当副会長は依田啓司、副委員長は江刺家雅子、委員は遠藤元彦、遠藤早百合、遠藤泰、上坂泰子、久良京子、清水孝子、藤原純榮（敬称略、50音順）で活動しています。

現状調査

皆様のご協力を得て、平成19年3月に診療所薬剤部門の現状調査を実施致しました。集計結果がまとまり、近く日本病院薬剤師会雑誌に掲載させていただく予定です。平均勤務薬剤師数は1.3名（最大7名）、平均外来処方せん（院内）枚数が43.5枚（最大342枚）となっています。PETを保有する施設は23施設（無床17施設、有床6施設）で、診療所薬剤部門の果たす役割の多様性がうかがわれます。薬剤管理指導料については、現在、診療所においては算定できませんが、すでに業務を行っている施設が21%、算定されれば実施するまたは実施を検討すると回答いただいた施設が26%となりました。このことから、診療報酬改定要望として、社会保険委員会へ薬剤管理指導料算定の診療所への拡大を申し入れました。

お忙しいなか、ご協力をいただきました方々にこの誌面を借りてお礼申し上げます。

全国診療所薬剤師協議会との連携

全国の診療所勤務の薬剤師が集まり、日頃の業務の問題点や悩みを話し合う会として、平成19年で第44回の開催となる全国診療所薬剤師協議会と連携を行います。診療所に勤務する薬剤師のもつ問題点を明らかにするとともに、会員増加のため日本病院薬剤師会の活動報告を行います。

実務実習の受け入れについて

診療所においては、勤務する薬剤師の人数が少ないことなどから長期の実務実習を受け入れられる施設はごく少数です。しかし、医師、看護師等の医療スタッフとの距離が近く、カルテの参照が容易で、患者に直接、薬の服薬指導・重複投与防止のための聞き取り・副作用発現の防止のための聞き取りを行い、外来においても、薬剤管理指導業務と同等の業務を実施している診療所においての実務実習は、たとえ短期間であっても有意義な体験になると考えます。日本病院薬剤師会編「病院薬剤業務実務実習指導要綱」に記載されている項目について、診療所において実習可能かどうかを検討したところ、約8割の項目については実施可能でした。少人数での勤務のため全項目を1施設で行うことは不可能ですが、グループ病院実習制度中で診療所薬剤部門が果たせる役割は少なくないと考えます。

今後の活動について

第5次医療法改正により、診療所を取り巻く環境は大きく変わりました。

「やむをえない場合を除いて、48時間を超えて入院させないように努めなければならない（療養病床を除く）」という有床診療所の入院に対するこれまでの規定が、平成19年1月より撤廃されました。また、今まで有床診療所の病床数は地域医療計画の対象外でしたが、今回より、基準病床数としてカウントされることとなりました（**図1**）（新設の有床診療所のみ。既設の病床については都道府県知事の勧告対象とはならず、政令で定める日までの間は既存病床の数には含めない）。

安全管理面から、これまで病院・有床診療所に対して課せられていた安全管理対策が、無床診療所へも拡大されました。医療提供施設と定義されていながら、種々の規定が病院とは違っていた診療所が、病院とほぼ同じ安全管理対策を

課せられることとなりました。

人員配置基準をみると、病院に対しては、医療法施行規則により従事者数の標準数が規定されています。しかし、診療所に対しては、一人以上の医師が必要となるだけで、それ以外の人員配置基準は一切ありません。平成17年厚生労働省医療施設調査によると、約17,500施設の有床診療所に対して、勤務する薬剤師数は常勤換算にして1,490名。約84,000施設の無床診療所（うち院内処方施設約22,000）に対して、勤務する薬剤師数は常勤換算として約5,200名となっています。薬剤師の役割が、医療従事者にも患者にも評価されているとは言い難い状況です。今回の改正により医療機能情報提供制度が創設されます（図2）。公表される項目のなかには各施設の人員配置についても含まれ、診療所においても薬剤師の勤務状況が明らかになる予定です。

診療所委員会では、「薬剤師が勤務する診療所」だからと選ばれるよう、診療所における薬剤師の果たす役割を明らかにするとともに、少人数で勤務する薬剤師のサポートを行っていきたいと考えております。

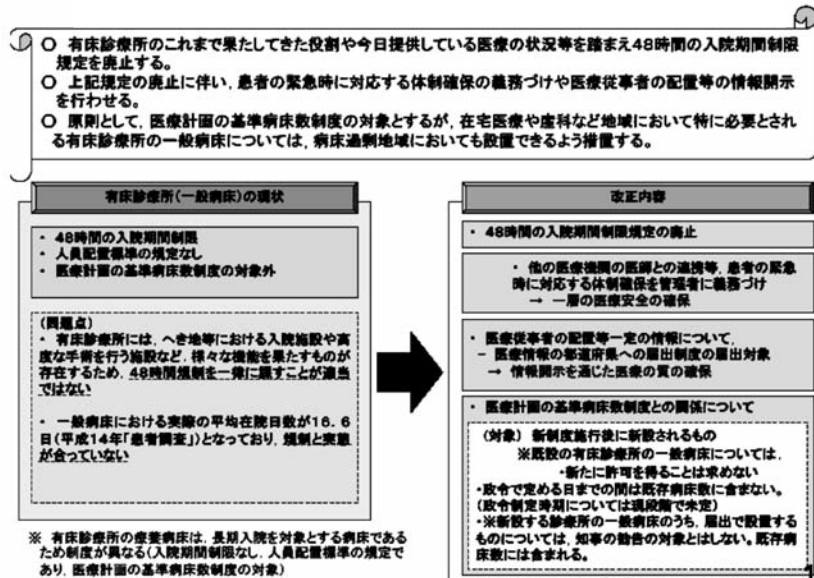


図1 有床診療所に対する規制の見直し（平成19年1月1日施行）

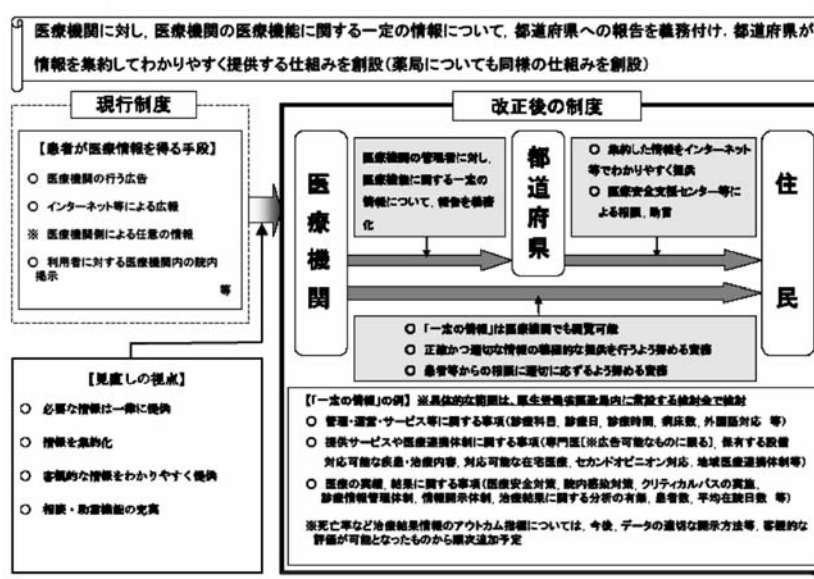


図2 医療機能情報の提供制度の創設（平成19年4月1日施行）